

政治家の**寄附禁止**PR強化期間について

政治家が、**選挙区内**の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で**禁止**されています。

また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも**禁止**されています。

選挙管理委員会では、平成30年12月から平成31年1月までの2か月間を「**寄附禁止PR強化期間**」とし、そのルールの周知に向けた取組を行います。

【実施期間】平成30年12月1日(土)から
平成31年1月31日(木)まで



〈寄附禁止PRのバナー（都公式ホームページに掲載）〉



実施内容	詳細事項
ポスター・リーフレット等の配布	・区市町村選挙管理委員会を通じた掲出及び配付 ポスター リーフレット Q & A
ポスターの掲示	・区市町村の掲示板 ・町会・商店街等の掲示板 ・新宿駅西口地下コンコース掲示板(2箇所)
大型ビジョン等放映	・新宿駅西口地下広場デジタルサイネージ ・都庁行事案内表示(第一本庁舎1階)
テレビ・ラジオ放送	・都提供番組で情報提供
広報紙掲載	・広報東京都(12月号)に記事を掲載
ホームページ掲載	・東京都公式ホームページにバナーを掲載 ・東京都選挙管理委員会のホームページによる情報提供

問い合わせ先
選挙管理委員会事務局 選挙課
電話 03 - 5320 - 6903 (直通)